

令和4年11月10日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における通報連絡事象（令和4年10月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和4年10月に当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象はありませんでした。
- 過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事 象	発生日	発表日	県の公表区分
1. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設の計装設備の不具合について	7月7日	7月8日	B

県の公表区分 A：即公表  
B：48時間以内に公表  
C：翌月10日に公表  
PP：可能となった段階で速やかに公表

(別紙) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以 上

## 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

## 1. 伊方発電所3号機 特定重大事故等対処施設の計装設備の不具合について

## (1) 事象

伊方発電所3号機は通常運転中、メーカから特定重大事故等対処施設の計装設備について、現状でも一定の保護機能を有しており、機能上直ちに問題が生じるものではないが、部品が装着されていない可能性があるとの報告を受けました。点検を実施したところ、7月7日11時22分、複数の計装設備のうち一部について、部品が装着されていないことを確認したことから、速やかに当該計装設備に部品を組み込み、正常に機能することを確認のうえ、7月7日16時1分、復旧しました。

その後、同種の他の計装設備についても順次点検したところ、同様に部品が装着されていなかったことから、当該部品を組み込み、正常に機能することを確認のうえ、検査等を行い、7月8日13時1分、通常状態に復旧しました。

通常状態への復旧を進めるなかで、特定重大事故等対処施設の供用を開始した時から、計装設備を正常な状態に復旧した時（7月7日16時1分）までの間、同種の計装設備がすべて事故時に動作不能となる可能性があったため、保安規定に定める運転上の制限を満足していなかったものと判断しました。

本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありませんでした。

## (2) 原因

本事象は、計装設備のコネクタ内部に部品が装着されていなかったことに起因しております。

具体的には、当該計装設備は、メーカが業者に製作などを発注したうえで、現地で施工を実施しておりますが、調査の結果、業者間でコネクタ製作に関する事業移管が行われた際にコネクタの特殊な接続要領が移管されていなかったことにより、当該メーカが事前に事業移管を受けた製作者から接続要領を受け取っていなかったため、部品の必要性を認識できず装着しなかったこと、また、業者間の事業移管において、メーカが必要な情報の移管を確認する仕組みがなかったことが原因であると推定しました。

## (3) 対策

- 当該計装設備に部品を組み込み復旧しました。
- メーカは、原子力プラント向けに開発した製品について業者間の業務移管が発生した場合、
  - ・移管元から提出する設計情報に製品の機能実現のために必要な情報が適切に反映されていることの調査・検証
  - ・移管元および移管先の双方から、移管元の設計情報が漏れなく移管先に移管されたことの調査・検証
  - ・事業移管された製品を使用した工事設計や部品設計の際、製品の機能実現のために必要な情報が漏れなく工事の設計資料、要領書等に反映されていることを確認し、関係部門に展開することについてマニュアルを改訂しました。
- 当社は、メーカに対し監査を実施し、マニュアル改訂等が実施され、再発防止が図られていることを確認するとともに、当社標準発注仕様書に製品の機能実現のために必要な情報が漏れなく反映されていることを確認する旨を反映し、要求事項を明確にしました。